

山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」等一覧表

この一覧表は、レセプトの資格確認を行うための「被保険者マスタ」の設定状況を示す一覧表であり、実際の被保険者証のレイアウトと異なる場合がございます。

《国民健康保険》 ※番号欄の○は最大桁数を示しております。 (令和5年8月1日～)

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	
十 市	甲府市	19.001.7	R7.7.31	うぐいす色		〇〇〇-〇〇〇〇〇	南 巨 摩 郡	早川町	19.072.8	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇〇〇
	富士吉田市	19.002.5	R6.7.31	水色		403-〇〇〇〇〇〇		身延町	19.073.6	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇〇〇
	都留市	19.004.1	R6.7.31	うぐいす色		402-〇〇〇〇〇〇〇		南部町	19.074.4	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇〇〇
	山梨市	19.005.8	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇-〇〇〇〇		富士川町	19.110.6	R6.7.31	うぐいす色	6〇〇〇〇-〇〇〇
	大月市	19.006.6	R6.7.31	うぐいす色		401-〇〇〇〇〇〇〇	南 都 留 郡	昭和町	19.079.3	R6.7.31	うぐいす色	〇〇〇〇〇〇
	韮崎市	19.007.4	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		道志村	19.097.5	R6.7.31	うぐいす色	975-〇〇〇〇〇
	南アルプス市	19.008.2	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		西桂町	19.098.3	R6.7.31	うぐいす色	20-〇〇〇〇〇〇〇
	北杜市	19.009.0	R6.7.31	うぐいす色		ホクト-〇〇〇〇〇〇〇		忍野村	19.099.1	R6.7.31	うぐいす色	59-〇〇〇〇〇〇〇
	甲斐市	19.010.8	R6.7.31	うぐいす色		カイ-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		山中湖村	19.100.7	R6.7.31	うぐいす色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	笛吹市	19.011.6	R6.7.31	うぐいす色		20-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		鳴沢村	19.104.9	R6.7.31	うぐいす色	20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	上野原市	19.012.4	R6.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		富士河口湖町	19.108.0	R6.7.31	うぐいす色	〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲州市	19.013.2	R6.7.31	橙色		〇〇〇-〇〇〇〇〇		小菅村	19.106.4	R6.7.31	うぐいす色	1064-〇〇〇〇〇〇
中央市	19.014.0	R6.7.31	うぐいす色		014-〇〇〇〇〇〇〇〇〇	丹波山村	19.107.2	R6.7.31	うぐいす色	1072-〇〇〇〇〇〇		
代 西 郡	市川三郷町	19.109.8	R6.7.31	うぐいす色		6〇〇〇〇-〇〇〇	県医師国保組合	19.367.2	R6.7.31	ピンク色	20-〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

《後期高齢者医療》

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	被保険者番号
山梨県後期高齢者医療広域連合	3919〇〇〇〇	R6.7.31	薄紫色	〇〇〇〇〇〇〇〇

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

- (注) 1. 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。
2. 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。
3. 後期高齢者医療については、広域内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、この場合は、それぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。
4. 法定外給付については、被保険者証等で確認のうえ、法定給付とは別に請求書を作成し、分けて提出してください。
- ※ 国民健康保険中央会ホームページ「制度関係資料等-法定外現物給付一覧」(<https://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。
5. 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。
6. 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を毎年3月11日～4月8日(土日祝日を除く)とさせていただきますのでご注意ください。
7. 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。
8. 診療報酬請求書等の受付〆切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。(郵送で提出の場合は、10日必着でお願いいたします。)
9. オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

山 梨 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	
〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階	
電 話	055 (223) 2112 (介護・保険者支援課) 【過誤及び重度心身障害者医療費助成に係ること】 055 (223) 2114 (審査課) 【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】 【保険医療機関等の登録に係ること】
FAX	055 (233) 1204
山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ https://www.ymnkokuho.or.jp	